

土地工作物管理使用收用令に就て (一)

田 口 二 郎

目 次

- 第一 總 說
- 第二 管理、使用、收用の意義
 - 一 管理
 - 二 使用
 - 三 收用
- 第三 管理、使用、收用の當事者
 - 一 管理、使用、收用の主體
 - 二 管理、使用、收用の相手方
- 第四 管理、使用、收用の目的物
 - 一 總動員業務
 - 二 土地
 - 三 工作物

(未完)

(略語解)
引用條文に

國を冠したのは、國家總動員法
土を冠したのは、土地收用法
則を冠したのは、土地工作物管理使用收用令施行
規則
冠字のないのは、土地工作物管理使用收用令

第一 總 說

國家總動員法第十三條第三項は、政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得」と規定してゐる。此の規定に基づく勅令が即ち土地工作物管理使用收用令(昭和十四年十二月二十(八日勅令第九〇二號)である。

抑々總動員業務遂行の爲土地又は家屋其の他の工作物を管理、使用又は收用するの必要を生ずる場合に於て、現行土地收用法に依つては全く其の目的を達することが出来ないのであるかと謂ふに、必ずしもさうではない。

土地收用法第二條は「國防其ノ他軍事ニ關スル事業」及「公用ノ目的ヲ以テ國ニ於テ施設スル事業」は何れも土地を收用又は使用することを得る事業と定めてゐるから、少くとも土地に關しては同法に依つて概ね其の目的を達成し得るのである。而も軍事上臨時急施を要する事業の爲土地を使用せんとする場合に於ては所轄市町村長を通じて其の土地の區域を土地所有者及占有者に通知することに依つて、直に其の使用權を取得するの便法さへも設けられてゐる（土第十五條第四項、土第十七條第二項、土第三十三條）。

然しながら土地收用法に於ては、斯の如き便法は僅かに土地使用に關し極めて狭い限界に於てのみ認めらるゝに過ぎないのであつて、一般の場合に於ける土地收用又は使用の手續は、内務大臣の專業認定を始めとし、土地細目の公

告又は通知、土地物件調書の作成、土地所有者及關係人に對する協議等幾多の段階を経て慎重に進行せられるのである。従つて其の效果の發生迄には自ら相當の日子を要するのを通例とする。

然るに戰時又は戰爭に準すべき事變の場合に際して國防目的達成の爲、國家の全力を最も有效に發揮せしむる様人的物的資源を統制運用するの措置たる國家總動員（國第一條）上の必要に基づく場合に於ては、其の業務を迅速機密に遂行することを要求せらるゝは必然である。されば、複雑慎重なる手續に多くの日子を費すことは此の要求を満足せしむる所以でない。茲に於てか國家總動員法は土地收用法に於て概ね目的を達し得るにも拘らず、土地の管理、使用又は收用に關し特別に規定を設けなければならなかつたのである。而して家屋其の他の工作物の管理、使用又は收用に關しては、土地收用法に土地を收用又は使用することを得る事業の用に供すべき土地に定着する物件又は之に關する權利を、其の事業の用に供する爲に收用又は使用する

場合に同法を準用する旨の規定（土第七條ノ二）があるけれども、總動員業務の遂行上必ずしも其の業務の用に供すべき土地に定着すると否とを問はず、廣く家屋其の他の工作物の管理、使用又は收用を必要とする場合もあり得るので、國家總動員法は土地と共に工作物に關しても亦特別に規定を設けたのである。

内務省起草に係る「土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ノ管理使用又ハ收用ニ關スル勅令案要綱」は、昭和十三年十二月末の第四回國家總動員審議會に於て可決せられ、之に則つて内務省、企畫院が共同立案した勅令案が法制局に於て慎重審議せられた結果、土地工作物管理使用收用令として公布せられ、本年二月一日から施行されるに至つたのである。

國家總動員法第十三條第三項、從つて又本令は土地收用法と共に土地、工作物に對する公用徴收法であることは謂ふ迄もない。そして土地收用法に對しては特別的の規定であることは右に述べた通りであるが、其の土地收用法に對する關係は、所謂特別法と普通法との關係の如く一定の場

合に先づ本令が適用され其の不十分な點に於て土地收用法が補充的に適用されるのではない。一定の場合に於ては本令は土地收用法を排除して適用されるのである。此の意味に於て兩者は寧ろ例外法と原則法の關係に置かれるものと觀るべきであらう。

本令の適用される場合は國家總動員法第十三條第三項に定められた通り、戰時に際し國家總動員上必要ある場合でなければならぬ。茲に「戰時」と謂ふときは必ず「戰爭に準ずべき事變の場合」をも含むのである（國第一條）。從つて宣戰の布告は無くとも事實上戰爭と同視され得る事變の場合に於ても亦本令の適用がある。唯注意しなければならぬことは事變と謂つても戰爭に準ずべきものと謂ふ以上、戰爭が國家間に起るものであると同様、國外に對する事變、換言すれば對外事變であることを要し、國內騷擾事件や天災事變の場合を包含するものではない。尙戰時に「際し」とあるのは戰時に「於て」と謂ふのと異り、戰爭又は事變の開始から終了迄の間のみならず、其の正に切迫

せる場合及終了後相當の期間に於て戰爭事變の準備並に善後措置の爲にも之が活用の餘地を残されてゐるのである。

國家總動員上必要ある場合とは、前にも一寸述べた様に國防目的達成の爲國の全力を最も有効に發揮せしむる様人的及物的資源を統制運用する上に於て必要ある場合のことである。即ち國家總動員は、國防目的達成に向ひ國家總力を集注する手段として、物心兩面に互る人的物的資源を統制運用するの措置であり、之が實施の爲に土地、工作物を管理、使用、收用するの必要ある場合に於て本令の適用があるのである。

此の様に、本令は國家總動員上の必要に基づく場合に於てのみ其の適用を觀るのであるが、曩にも述べた通り土地收用法に依つても國家總動員上の必要を充足し得る場合がある。軍事上臨時急施を要する事業の爲土地を使用する場合に於ける便法の如きが之である。斯る場合に本令に依るべきか、土地收用法に依るべきかは、専ら國家總動員目的達成上に於ける適應性を比較衡量して決定せらるべきであ

らう。

さは謂へ、國家總動員上の必要に基づいて政府が土地、工作物を管理、使用し或は又其の所有に移さんとするとき、果して本令に依つて強制しなければならぬ様な場合が有り得るであらうか。國家總動員上の措置に協力することは我等國民の崇高なる義務であると共に偉大なる矜りではなからうか。平時法たる土地收用法の下に於ても、收用審査會の裁決に迄至ることは極めて少く、殊に使用に關しては其の事例まことに寥寥たるものである。事業認定の件數最も多い十數府縣に就て最近十一、二年間に於ける事例を調べて見ると、左の通り東京府及大阪府に於て僅かに五件を數へることを得たに過ぎない。

×

×

×

×

土地使用裁決事例調

府縣名	年月日	起業者名	事業ノ種類	土地使用方法	土地使用期間	使用面積	損失補償金額	坪當平均單價
東京	昭和四、八、五	東京電燈株式會社	電氣裝置	送電線路架設ノ爲空閒使用	自昭和四、八、三〇至送電廢止後三月以内	二九、七、三五坪	六〇八、〇三五圓	二、〇〇〇圓
大阪	九、三、三	阪神急行電鐵株式會社	軌道扛上假線敷設		七ケ月	七〇九、三六	二四、二、三〇〇圓	〇、元
"	三、三、七	南海鐵道株式會社	電氣裝置	送電線架設	十ケ年	一、二五、九	七〇八、二四〇、〇四五	
"	三、九、〇	"	"	"	"	四八、一、五	一、八、五、六九〇、〇三五	
"	三、二、三	大阪電氣軌道株式會社	軌道扛上假線敷設	假線敷設	一ケ年	三四五、〇〇	三三、二、五〇、〇、九八	

斯る事實は土地所有者等が原則として公益事業の遂行に協力するものであることを示してゐるものと觀ることが出来るやう。平時法の下に於てさへも此の通りである。ましてや、戦時、事變に際し國家總動員の必要に基づく場合に於て、本令に依つて強制する事例の發生は先づ無いものと考へるのが至當ではなからうか。

國家總動員法は内地のみならず朝鮮、臺灣、樺太にも施行せられ(昭和十三年五月四日) 南洋群島に於ける國家總動員に關しても司法に依ることとなつてゐる(昭和十三年五月四日勅令第三一六號)

三七(七號)。従つて本令が内地及之等外地に行はれるものであることは謂ふ迄もない(第一條)。

本令が外地に行はれる場合に於て、本令中主務大臣とあるのは、それが陸軍大臣又は海軍大臣である場合の外は、それぞれ朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又は南洋廳長官であり、又本令中地方長官とあるのは、朝鮮では道知事、臺灣では州知事又は廳長、樺太では樺太廳長官、南洋群島では南洋廳長官である(第二十六條第二項、第三項)。

本令中官報とあるのは、軍機保護上其他軍事上特に必

要ある土地又は工作物の管理、使用、收用に關する場合を除くの外、朝鮮では朝鮮總督府官報、臺灣では臺灣總督府報、樺太では樺太廳公報、南洋群島では南洋廳公報である（第二十五條第三項）。本令中不動産登記法とあるは、朝鮮では朝鮮不動産登記令、南洋では南洋群島裁判事務取扱令に於て依ることを定めた不動産登記法である（第二十五條第四項）。臺灣及樺太には不動産登記法が施行されてゐるから（大正十一年勅令第四〇六號、明治四十年勅令第九四號）。別に問題はない。

本令に於ては「閣令ノ定ムル所ニ依リ」と規定して細則を閣令に譲つてゐる場合があるが、尙其の外本令に定むるもの以外に於て本令の施行に關し必要なる事項は閣令を以て定め得る（第二十四條）ことゝなつてゐる。尤も本令中間令とあるのは軍機保護上其他軍事上特に必要ある土地又は工作物の管理、使用、收用に關する場合には、陸軍省令又は海軍省令であり、それ以外の場合に於ては、朝鮮又は臺灣では總督府令、樺太又は南洋群島に在つては廳令である

（第二十五條第一項、第二項）。本令の施行に關しては本年二月一日閣令第二號を以て土地工作物管理使用收用令施行規則が公布され、其の日から施行されてゐる。

本令に依る土地、工作物の管理、使用、收用を拒み、妨げ或は又忌避する者ある場合には、國家總動員の遂行に支障を來すること重大である。従つて之等は國家總動員法違反の罪として三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる（國第三十三條）。懲役と罰金とは選擇刑として規定されてゐるけれども、具體的事犯の情狀如何に因つては之を併科することも出来るのである（國第三十五條）。

第二 管理、使用、收用の意義

本令に定むる土地、工作物の管理、使用、收用は國家總動員上の必要に基づく國家權力に依る所有權の侵害であつて、所謂公用徵收の一に屬するものである。或は公用制限公用使用、公用收用の觀念に含まれるものであると説く方が適切であるかも知れない。

帝國憲法第二十七條は、日本臣民は其の所有權を侵さるゝことなきを保證し、且公益の爲必要な處分は法律の定むる所に依る旨を規定してゐる。されば所有權を侵害する場合は、常に公益上の必要に基づくと共に法律に根據あることを要するのである。本令は國家總動員法の委任を受けたる勅令であるから、之に依る管理、使用、收用が「法律の定むる所に依る」ものであることは勿論、直接の國家目的たる國家總動員上の必要が「公益」に該當することは議論の餘地がない。

一 管 理

管理は國家總動員上の必要に基づき、國家が權力を以て土地、工作物の所有權に對する制限權（管理權）を取得する處分である。

國家總動員上の必要ある場合に於ても、必ずしも土地、工作物の所有權を取得し、或は又積極的に之を使用しないでも所有權者の權利行使を制限することに依つて、其の目的を達し得る場合があらう。土地收用法に於ては、「本法に

於て使用と稱するは權利の制限を包含す」（土第一條第二項）と規定して、權利の制限を使用の中に含めてゐるが、本令に於ては「管理とは權利の制限を謂ふ」（第一條第二項）と規定し、國家權力に依る權利制限權（管理權）取得の行政處分を管理と稱して使用と區別してゐるのである。即ち茲に管理とは學者の所謂公用制限の一に屬するものと觀ることが出來やう。土地の管理に付ては、土地所有權の効果が地上及地下に及ぶものであるから、地上空間の管理、地表の管理、地下の管理の三態様が想像され得る。尤も地上空間及地下の場合は經濟上所有權に影響ある範圍に限らるべきであらう。

管理が實際上行はれる場合は極めて稀であらうが、例へば國家總動員上必要な衛生業務として療養所が建設された場合に、其の周圍一帶の松林を保存することが療養上必要であるとして、一定の區域の松林たる土地所有者に對し松の伐採を禁止又は制限し、或は又土地の用法を松林以外のものに變更することを禁止すると謂ふ様なことが考へら

れないでもない。

二 使用

使用は國家總動員上の必要に基づき、國家が權力を以て土地、工作物に對する使用權を取得する處分である。

使用は、管理が消極的な權利制限であるのと異り、積極的に土地、工作物の使用權を取得する行政處分であつて、所謂公用使用に相當する。使用權の取得は所有權者の側から觀れば所有權の制限であるが、國家が積極的に目的物を使用する權利を取得する點に於て管理と區別せられるのである。土地の使用に關しては、地上空間の使用、地表の使用、地下の使用の三態様が考へられること、管理の場合と同様である。

三 收用

收用は國家總動員上の必要に基づき、國家が權力を以て土地、工作物に對する所有權を取得する處分である。

國家が土地、工作物の所有權を取得する行政處分であつて、所謂公用收用の一に屬する。

以上述ぶる如く、管理、使用、收用は國家が行政處分を以て土地、工作物の所有者の意思に拘らず、強制的に其の管理權、使用權及所有權を取得する法現象である。従つて之等權利の取得は行政處分の效果に基づく原始的取得であつて、土地、工作物所有者と國家との間に於て行はれる強制的賣買に依つて承繼的に之を取得するものではない。

第三 管理、使用、收用の當事者

一 管理、使用、收用の主體

管理、使用、收用は國家の行政處分であるから、其の主體が國家であることは明かである。

土地收用法に於ては收用裁決の主體たる國家以外に起業者があるのか、收用の主體が國家であるか起業者であるかに付て、土地收用權の主體の問題として議論されてゐるけれども、本令に於ける管理、使用、收用の主體は常に國家であることは國家總動員法第十三條第三項の文理上一點の疑もない。

管理、使用、收用を爲し得る法律上の力を今、管理使用收用權と呼ぶならば、之が法律に依つて直接國家に與へられてゐるものであること右の通りであるが、具體的に此の權利の効果を發生させる爲には、國家が管理使用收用權行使の行政處分を爲すことを要する。而して此の管理使用收用權行使の處分を爲す國家機關は主務大臣である。

各省大臣は、各々其の所管に從つて總動員業務を遂行するのであるから、茲に主務大臣とは各其の所管に從つて行ふ總動員業務上一定の土地、工作物に付管理、使用、收用を必要と認むる大臣の謂に外ならない。但し例外として、軍機保護上其の他軍事上特に必要ある土地又は工作物の管理、使用又は收用に關しては、常に陸軍大臣又は海軍大臣である(第二十六條第一項)。

國家の有する管理使用收用權を行使する機關は此の様に主務大臣(特定の場合には陸軍大臣、海軍大臣)であるけれども、管理、使用、收用の處分に關する總ての職權を常に自ら行ふのは不便の場合もあるので、必要ありと認める

ときは或種の職權の一部を、其の所轄官衙の長又は地方長官に委任して行はせる途も設けられてゐる(第二十一條)。所轄官衙の長と謂ふのは、必ずしも行政官廳即ち行政に關し國家意思を決定表示する權能を有する國家機關に限らず、作業機關も含めば又各省大臣の補助機關たる出先官憲、例へば所長、事務所長と謂ふ様なものまでも包含するものと觀てよからう。

二 管理、使用、收用の相手方

國家の管理、使用、收用處分に於て其の相手方となるものは、土地、工作物の所有者及占有者、當該土地に在る工作物其の他の物件の所有者、竝に關係者である。

土地、工作物の所有者は個人たると、私法人たると、將又公法人たるとを問はないけれども、國家は之を含まないものと考へなければなるまい。蓋し國家が自ら所有する土地、工作物に對し自ら管理、使用、收用の處分を行ふことは、それ自體觀念の矛盾であるからである。土地收用法の下に於ては、國家が自己以外の起業者の爲に、國家の所有

に屬する土地の收用處分を爲すことが可能であると説かれるけれども、茲に管理使用收用權の行使は、國家が自ら土地、工作物の權利制限權(管理權)、使用權又は所有權を取得するものであるから、之と同一に論ずることは許されな

5。

占有者は自己の爲にする意思を以て當該土地、工作物を所持する者、即ち民法上の占有權を有する者である。

土地に在る工作物其の他の物件の所有者とは、謂ふまでもなく、管理、使用、收用の目的物たる土地の上に家屋等の工作物又は竹木等の物件を所有する者を指す。

關係者と謂ふのは、管理、使用、收用の目的物たる土地若は工作物又は當該土地に在る工作物其の他の物件に付て所有權以外の權利を有する者である(第四條)。土地收用法に於ける「關係人」は收用又は使用すべき土地又は其の土地に在る建物に關して權利を有する者(土第五條)であるが、本令の關係者に在つては地上物件を建物に限定せず、工作物其の他の物件と廣く規定してゐる點に注意すべきであら

う。關係者たるの範圍は管理、使用、收用の目的物である土地、工作物、並に其の土地の地上物件たる工作物其の他の物件に付て所有權以外の權利を有する者の總てである。従つて土地に於ては、地上權者、永小作權者、地役權者、質權者、先取特權者、抵當權者等の用益物權又は擔保物權を有する者のみならず賃借人の如きも亦之を含むものと考ふべきであるし、工作物及其の他の地上物件に付ても之に準じて考ふべきであらう。

土地、工作物其の他の物件の所有者又は關係者の有する所有權、所有權以外の權利は、登記を爲したものであることを要するや否や。此の點も土地收用法に於ては議論が岐れて居り、内務省の行政解釋や、行政裁判所の判例は、登記を必要としないと謂ふことになつてゐる(註)。本令に於ても、管理使用、收用處分の効果は登記した權利に對する場合と、登記を経ない權利に對する場合とに於て、何等の區別はないのであるから、所有者及關係者を登記を爲した者に限るべき理由はあるまい。殊に關係者中知れたるもの

に對してのみ一定の措置を爲すべき規定(第四條)の存することから推せば、知れざる關係者も豫想されぬことは明白であり、従つて登記の無い者をも包含する趣旨であることは贅言を要しないと思ふ。

管理、使用の處分が爲された後又は收用の處分があつて其の効果が未だ發生しない間に土地、工作物等に付て新に權利を設定することは、別に禁止されてゐないが、此の場合新に權利を取得した者は茲に所謂關係者であるか、どうか。土地收用法に於けるが如き特別の規定 (土第五條第三項) がないから、之等の者と雖も關係者たることに妨げないであらう。尙管理、使用の處分が爲された後、或は又收用の處分があつて其の効果が未だ發生しない間に、賣買又は相續等に因つて土地、工作物等の所有者に異動を生ずることもあらうし、關係者に付ても讓渡、相續其の他に因り權利の承繼が行はれる場合もあり得るが、斯る事實のある度に、既に爲された處分、之に關する手續等に何等かの影響を來すものとすれば、管理、使用、收用の目的達成上重

大なる支障となるので、本令又は本令に基づいて發する命令の規定に依つて爲した手續其の他の行爲は、土地又は工作物其の他の物件の所有者又は關係者の承繼人に對しても其の效力を有するものと定められてゐる。(第二十三條)。従つて、管理、使用、收用に關して爲されたる手續其の他の行爲は、何等の手續を要せずして當然所有者及關係者の承繼人に對しても其の效力を有するのである。

(註)

一 土地收用法上の所謂關係人の意義に關し、もと内務省は「物權たる」と價權たるを問はず、土地に關し權利を有する者を總稱するも、其の權利に付登記を経たるものに非ざれば、起業者に對抗するを得ざるもの」であるとの見解を採つてゐた(明治四十五年五月二日土第)が、後省議決定を以て之を改め、次の如き通牒を發した。土地收用法第五條ニ規定スル關係人ハ收用又ハ使用スベキ土地若ハ其ノ土地ニ在ル建物ニ關シ權利ヲ有スル總テノ者ヲ指稱シ其ノ權利ニ付登記ヲ爲シタルト否トヲ問ハザルコトニ省議決定候條爲念及通牒候(昭和二年九月二日一五農土)。

二 行政裁判所の判例に於ては古くから、登記せざる權利者を

も包含するものと解されてゐる。登記ハ公示方法ニシテ不動産取得者ヲシテ不測ノ損害ヲ免レシムルヲ目的トス、然ルニ土地收用ニ付テハ法第二十四條ニ於テ收用審査會ノ裁決申請アリタルトキハ之ヲ公告シ、土地ニ關シ權利ヲ有スル者ハ何人ト雖其ノ權利ヲ主張スルコトヲ得ルト同時ニ、自己ノ權利ヲ主張セザルトキハ其ノ權利ハ法第六十三條ノ規定ノ結果消滅スベク、起業者ハ何等不測ノ損害ヲ蒙ルノ虞ナキヲ以テ見ルモ、登記セザル物權者又ハ賃借權者ト雖、法第五條第二項ニ所謂收用又ハ使用スベキ土地ニ關シテ權利ヲ有スル者ノ中ニ包含セシムルノ法意オリト解スルヲ相當トス（大正七年一月行政裁）。
判所判決。

第四 管理、使用、收用の目的物

管理、使用、收用の目的物は土地又は工作物の所有權である。蓋し、管理は土地、工作物所有權の制限權即ち管理權を取得する處分であり、使用は其の使用權を、收用は其の所有權自體をそれぞれ取得する處分であるからである。

然しながら其の土地、工作物は、總動員業務に必要な土

地、工作物でなければならぬ（國第十三條第三項）。言ひ換へれば、主務大臣が總動員業務に必要であると認めたる土地、工作物に限るのである。

一 總動員業務

總動員業務とは左に掲げるものを謂ふのである（國第三條）。

1. 總動員物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管に關する業務。

茲に總動員物資とは（一）兵器、艦艇、彈藥其の他の軍用物資、（二）國家總動員上必要なる被服、食糧、飲料及飼料（三）同じく醫療機械器具其の他の衛生用物資及家畜衛生用物資、（四）同じく船舶、航空機、車輛、馬其の他の輸送用物資、（五）同じく通信用物資、（六）同じく土木建築用物資及照明用物資、（七）同じく燃料及電力、（八）前各號に掲ぐるものゝ生産、修理、配給又は保管に要する原料、材料、機械器具、裝置其の他の物資、（九）前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要なる物資、

を謂ふのである(國第二條)。要するに廣義國防上必要なる重要物資を掲げて居り、其の範圍は極めて廣し。

2. 國家總動員上必要なる運輸又は通信に關する業務。
3. 同じく金融に關する業務。
4. 同じく衛生、家畜衛生又は救護に關する業務。
5. 同じく教育訓練に關する業務。
6. 同じく試験研究に關する業務。
7. 同じく情報又は啓發宣傳に關する業務。
8. 同じく警備に關する業務。
9. 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する

國家總動員上必要なる業務。

此の9號に基づいて、昭和十四年七月五日勅令第四四三號を以て總動員業務指定令が公布され、「軍事上特に必要なる土木建築に關する業務」を追加指定し、即日施行された以上何れも「關する業務」となつてゐるが、之は當該業務自體のみならず、之を指導監督する事務の如きをも包含させる趣旨であらう。

之等總動員業務は、其の主體を國家に限定せられるものではない。公共團體又は民間の事業として行はれる場合でも、勿論差支ないのである。

そこで、考へて觀なければならぬことは、民間等で行はれる總動員業務の爲に、土地、工作物の管理、使用、收用が可能であるか、どうかと謂ふことである。

管理、使用、收用は國家の行政處分であつて、國家以外の何ものも其の主體たることを得ないことは既に明かにしたところである。されば民間等の業者が管理使用收用權の主體となることを許されないのは謂ふ迄もないが、管理使用收用權の主體たる國家が、之等の行ふ總動員業務の爲に管理、使用、收用處分を爲すことはどうであらうか。

民間業者等が總動員業務を行つてゐる場合、國家が一定の土地、工作物に付て管理權を行使することに依つて、其の業務遂行の完璧を期し得ることは容易に想像されることであり、之を是認するのに格別理論的障擧はない様である。

使用、收用處分に依つて取得した使用權、所有權は、國家が自己の業務の爲に適法に之を取得した後に於て、國有財産法其の他の法令の認めるところに従つて讓渡し或は又貸付する場合は別として、始めから之を總動員業務を行ふ民間業者等に讓渡又は貸付する目的を以て、使用、收用處分を爲し得るや否やは立法の精神に鑑み疑なきを得ない。殊に國家が所有權を取得した土地、工作物が何等國家自らの用に供せられることなく、其の存立目的が他に讓渡又は貸付するのみにあることを認容しやうとするならば、少くとも現行國有財産法の適用上に於て一大難關に逢着するのではあるまいか。

二 土 地

土地の觀念に付ては今茲に述ぶるまでもない。民法學の教ふるところに從へば足るのである。而して管理、使用、收用の目的物たり得べき土地は、土地收用法に於て收用の目的物として研究されてゐるところに準じて考へればよいと思ふ。従つて、華族世襲財産の様な私法上の不融通物で

あつても、或は又皇族財産であつても差支はない。

唯御料地は世傳御料、普通御料共に管理、使用、收用の目的物たることを得ないものと解する。蓋し御料には民法第一編乃至第三編、商法及附屬法令の準用ある（皇室財産令第三條）外一般法令の適用がないからである。

外國主權の代表と觀られる大使館公使館の敷地は國際法に於ける治外法權の適用を受けるから、國家權力は之に及ばないものと解されてゐる。従つて之も亦管理、使用、收用の目的物たり得ないであらう。

國有地が管理、使用、收用の目的物となり得ないものであることは既に述べた通りである。

現に土地を收用又は使用することを得る公益事業の用に供してゐる土地に關しては、土地收用法は特別の規定を設け（土第二條ノ二）「特別ノ必要アル場合ニ非ザレバ」之を收用又は使用することを得ない旨を明かにしてゐるが、國家總動員法及本令に於ては、斯る規定を缺いてゐる。然しながら土地收用法に於ける、所謂「特別の必要ある場合」

とは、現に其の土地の供用されてゐる公益事業と、收用又は使用を要求する公益事業との兩者に於ける公益性の比較衡量を意味し、大なる公益の爲に小なる公益を譲らしむるの趣旨に外ならないのであるから、本令の管理、使用、收用に關しては斯る規定を置く必要がなかつたものと謂ふことが出來やう。何故ならば國家總動員法に於ける國家總動員上の必要は、平時に於ける凡ゆる公益を超越するものと考へられるからである。即ち國家總動員上の必要は總ての公益よりも大なる公益であり、當然それ等の上位に置かれるもので、特に輕重大小の價值判斷を爲すまでもないものと考へられてゐるのである。

されば、「現に土地を收用又は使用することを得る事業の用に供する土地」と雖も管理、使用、收用の目的物たるに妨げないと解する。

右に説くところに依れば、公共團體又は私人の所有地が道路法上の道路に供用されてゐると謂ふ様な場合にも、之を他の總動員業務の爲に管理、使用、收用することが出來

る。斯る場合に當該處分と公用との關係を如何に解すべきかは一の問題であるが、私は當該處分の效果として公用の廢止又は停止を來すものと思ふ。即ち收用に於ては其の處分の效力發生と同時に當然何等の手續を用せずして公用が廢止され管理、使用に於ては同じく處分の效力發生と同時に當然何等の手續を用せずして之と牴觸する限度に於て公用が停止されるものと考へる。

尙公共團體又は民間等に於て總動員業務の用に供してゐる土地と雖も、主務大臣が國家の行ふ總動員業務に必要なものと認むるならば、之亦管理、使用、收用の目的物たり得るものと觀るべきであらう。

三 工 作 物

本令に於ては、「家屋其の他の工作物」を「工作物」と略稱することになつてゐる（第一條）が、之は家屋が工作物の一であることを前提としてゐるのである。従つて茲に工作物とは、民法第二百六十五條又は同第七百十七條等に所謂工作物と同意義に解すべきであらう。されば土地と無關係

な物と考ふべきではなく、工作を加へて出来た物で而も土地と直接の關係ある物を指すと謂はねばならない。故に建物のみならず橋梁、溝渠、堰堤、トンネル、電柱其の他地上及地下の一切の設備を包含するのである。管理、使用、收用の目的物となり得ない工作物に付ては曩に土地に付て述べたところに準じて考へればよい。即ち御料財産たる工

作物、國有財産たる工作物、外國大使館公使館の工作物等が之である。

現に土地收用又は使用の適格ある公益事業の用に供せられてゐる工作物及國家以外の者が總動員業務の用に供してゐる工作物が、何れも管理、使用、收用の目的物たり得ること土地に付て説明したところと同様である。(未完)

ナチス・ドイツに於ける道路法制(一)

永 守 義 忠

第一章 序 論

(ドイツに於ける道路法制の概観と本稿の意圖)

ヒットラーが政權を掌握したのは云ふ迄もなく一九三三年一月三十日であるが、同年二月十一日總統は大規模な道路建設計畫を發表し、二月二十二日ベルリン全國自動車展

覽會開會式席上に於て國營自動車専用道路の建設を公表した。

政權掌握以來極めて短時日の間にヒットラーが斯く矢繼早に道路建設案を發表したことはナチ政策と道路政策とが密接不可分なることを明瞭に示してゐる。之は道路が國家國防上又經濟産業上頗る重要な所以であらう。斯くてこ